

令和5年度(2023年度)

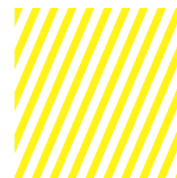
茨木市自治会連合会総会

日時 令和5年5月24日(水)
午後4時

場所 茨木市福祉文化会館
3階 302号室

茨木市自治会連合会

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

茨 木 市 民 憲 章

【 前 文 】

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつつけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

【 本 文 】

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日 制定

市民憲章は、茨木市民としての市民性を高め、より住みよい地域社会をつくるため、市民一人ひとりの生活信条の指針として、市民の自発的な総意に基づいて定められたものです。

総 会 次 第

1 開 会

2 市 民 憲 章 唱 和

3 会 長 あ い さ つ

4 来 賓 あ い さ つ

5 感 謝 状 贈 呈

6 議 事

(1) 令和4年度 事業報告

(2) 令和4年度 収入・支出決算報告

(3) 令和4年度 監査報告

(4) 令和5年度 事業計画 (案)

(5) 令和5年度 収入・支出予算 (案)

7 そ の 他

8 閉 会

目 次

令和4年度 事業報告	1
令和4年度 収入・支出決算書	5
令和4年度 監査報告	6
令和5年度 事業計画(案)	7
令和5年度 収入・支出予算(案)	9
感謝状受賞者	10
令和5年度 茨木市自治会連合会役員名簿	11
茨木市自治会連合会会則	12
感謝状贈呈に関する申し合わせ	
茨木市自治会連合会会則第10条（慶弔）申し合わせ	14
茨木市自治会連合会役員改選に関する申し合わせ	15

令和4年度 事業報告

本会は、地域の中心的な役割を担っている自治会相互の親睦と地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、心の通う豊かな地域社会の構築を目標としています。また、「地域づくり」は、住民の参加と協力、そして行政との連携を図りながら進めていくことが、住みよい地域づくりに繋がるものであります。

令和4年度は、宅建協会・不動産協会との協定書に基づく「自治会加入促進」への協力依頼をはじめ、自治会等表彰制度への協賛や自治会独自で作成いただける自治会加入チラシ、自治会結成チラシのひな型の提供など自治会活動の周知や担い手の確保に向けた取組みを行い、地域活動の活性化に向けて次の事業を実施いたしました。

1 総会

5月26日（木） 場 所：茨木市福祉文化会館 302号室

出席者数：31人

- ・令和3年度 事業報告・決算報告
- ・令和4年度 事業計画（案）・予算（案）審議
- ・役員改選

2 役員会

4月19日（火）

- ・新役員について
- ・参加協力団体の役割分担について
- ・自治会長説明会について

5月17日（火）

- ・令和4年度総会について
- ・参加協力団体の役割分担について
- ・テレホンガイドについて

7月14日（木）

- ・顧問就任の承認について
- ・自治会長説明会について
- ・連合会報について
- ・視察研修会・研修会について

9月30日（金）

- ・テレホンガイドについて
- ・ブロック会議について
- ・自治会加入促進チラシのひな型について

令和5年

1月30日（月）

- ・自治会ハンドブック・ハンドブック概要版について
- ・視察研修会について
- ・懸垂幕について
- ・連合会報について

3 連合会報の発行

令和4年

8月15日（月） 「連合会報」第72号発行 8,300部

令和5年

3月15日（水） 「連合会報」第73号発行 8,300部

4 地区連合自治会長研修会

令和5年3月23日（木）

場 所：茨木市福祉文化会館5階 文化ホール

参加者数：89人（内連合会長：20人）

テ ー マ：「いばまちサミット～楽しい、住みたい、私のまちでもやってみ
たい～」

内 容：「住みたい・住み続けたいまちづくり大百科」

報告者 追手門学院大学、立命館大学の学生

「地域活動活性化に向けたワークショップ」

報告者 玉櫛小学校区地域協議会

春日丘小学校区連合自治会

福井コミュニティ協議会準備委員会

庄栄校区自治会連絡協議会

「次なる茨木まちづくりアイデア検討会議」について

報告者 追手門学院大学、立命館大学の学生

中津小学校区地域協議会

5 視察研修会

令和5年2月8日（水）

視察先：追手門学院大学総持寺キャンパス

安威川ダム

参加者数：地区連合自治会長 19人

茨木市住みよいまちづくり協議会理事 16人

6 自治会長説明会の開催

令和4年4月23日（土） 場 所：茨木市福祉文化会館 文化ホール

4月26日（火） 場 所：茨木市福祉文化会館 文化ホール

出席者数：247人

7 自治会ハンドブックの配布並びに回覧板の販売

自治会長説明会の資料として、各自治会にハンドブックを配布
自治会ハンドブック概要版 2000部作成
回覧板 600部作成 507部販売

8 自治会への加入促進等

市民課の窓口にて、市外からの転入者に「自治会加入依頼書」と「自治会加入案内ちらし」を配布

宅建協会、不動産協会との加入促進の協定に基づき、7月に各事業者の効果測定を行い、10月に宅建協会北大阪支部と不動産協会大阪本部北大阪支部のホームページの会員専用ページに、協定書の更なる周知と効果測定への協力の記事の掲載依頼を行った。

令和5年2月に市内事業者の効果測定を行い、あわせて「自治会加入依頼書」、「自治会加入案内ちらし」を配布

その結果、令和4年度は「自治会加入依頼書」の提出が、27件あった。

自治会独自で作成いただける自治会加入チラシ、自治会結成チラシのひな型の作成を行い、茨木市自治会連合会のホームページに掲載

9 自治会活動の推進及び活性化

10月 自治会等表彰制度への協賛（記念品としてQUOカードを贈呈）
被表彰者：28人、1団体

10 防災意識の高揚

3月15日発行の機関紙「連合会報」に、「緊急時に役立つ防災情報の一覧について」と題した記事を掲載し、防災意識の啓発を行った。

11 その他

【主な関係機関・団体事業への協力】

- ・ 社会を明るくする運動茨木市実施委員会
- ・ 茨木市住みよいまちづくり協議会
- ・ 茨木防犯協会
- ・ 茨木市人権センター
- ・ 茨木市社会福祉協議会（評議員）
- ・ 茨木市社会福祉協議会（評議員選任解任委員）
- ・ 茨木市地区共同募金会
- ・ 茨木市赤十字奉仕団
- ・ 茨木市廃棄物減量等推進審議会
- ・ 茨木市国民保護協議会
- ・ 「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部

- ・ 茨木市総合保健福祉審議会（地域福祉推進分科会）
- ・ 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
- ・ 茨木市国際親善都市協会
- ・ 茨木市安全なまちづくり推進協議会
- ・ 茨木被害者支援協議会
- ・ 茨木市生涯学習施策推進委員会
- ・ 茨木市高齢者生活支援体制整備推進協議会

○その他の参加

7月10日（日）茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」に講師として出席

【後援等】

7月～8月 各地域の夏まつり実行委員会にメッセージを送付

12月15日（木）茨木市人権センター主催「人権を考える市民のつどい」を
後援

令和4年度収入・支出決算書

◆ 収入

(単位：円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	増 減 (b) - (a)	附 記
会 費	330,000	330,000	0	年会費
補 助 金	1,062,000	1,062,000	0	市補助金
雑 収 入	62,457	105,673	43,216	回覧板代、預金利息
繰 越 金	330,543	330,543	0	前年度繰越金
合 計	1,785,000	1,828,216	43,216	

◆ 支出

(単位：円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	増 減 (a) - (b)	附 記
会 議 費	18,000	4,704	13,296	
会議費	18,000	4,704	13,296	会議賄
事 業 費	1,752,000	1,382,650	369,350	
消耗品費	380,000	355,741	24,259	回覧板、住宅地図、自治会等表彰式記念品 (QUOカード) 他
印刷製本費	707,000	622,363	84,637	ハンドブック概要版、連合会報、小封筒、ちらし
通信費	376,000	309,244	66,756	切手代、郵送料
手数料	4,000	2,420	1,580	振込手数料
借上料	60,000	36,580	23,420	会場等使用料、HP利用料
負担金	10,000	7,000	3,000	国際親善都市協会会費 社会福祉協議会会費
報償費	50,000	0	50,000	
慶弔費	15,000	0	15,000	
研修費	150,000	49,302	100,698	視察研修バス代
予 備 費	10,000	0	10,000	
予備費	10,000	0	10,000	
繰 越 金	5,000	440,862	△ 435,862	
繰越金	5,000	440,862	△ 435,862	次年度繰越金
合 計	1,785,000	1,828,216	△ 43,216	

※予算の範囲内において費用相互の流用ができるものとする。

令和4年度 監査報告

令和4年度茨木市自治会連合会収入・支出決算書は、諸帳簿及び証拠書類
と対照監査の結果、収支ともに適正であると認めたので報告します。

令和5年4月13日

茨木市自治会連合会

監査 岡村美範



監査 東浦憲次



茨木市自治会連合会

会長 大島一夫様

令和5年度 事業計画（案）

本会は、地域の中心的な役割を担っている自治会相互の親睦と地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、心の通う豊かな地域社会の構築を目標としています。また、「地域づくり」は、住民の参加と協力、そして行政との連携を図りながら進めていくことが、住みよい地域づくりに繋がるものであります。

令和5年度は、会員の意識啓発とともに、地区連合自治会の協力を得ながら、快適で安全な地域づくりに向けて次の事業を実施してまいります。

1 総会の開催

と き：5月24日（水） 午後4時～
ところ：茨木市福祉文化会館 302号室

2 役員会、ブロック会議の開催

役 員 会：随時開催
ブロック会議：2月開催予定

3 機関紙「連合会報」の発行

年2回の発行、各8,300部

4 研修会の実施

地区連合自治会長研修会

5 視察研修会の実施

視察、公共施設等見学、他市との意見交換

6 自治会長説明会の開催

4月28日（金）、4月30日（日） 218自治会出席
事前に自治会へ自治会長説明会の資料送付

7 自治会ハンドブックの作成・配布、並びに回覧板の販売

単位自治会（497）に自治会ハンドブック及び概要版を配布
自治会ハンドブックの作成（2,000部）

8 自治会への加入促進等

宅建協会及び不動産協会との加入促進に関する協定により、「自治会加入依頼書」、「自治会加入案内ちらし」を契約者に配布し、効果測定を実施

自治会連合会のホームページに自治会加入促進の取組み及び、加入届出書、自治会加入促進チラシのひな型を掲載

機関紙「連合会報」への掲載等により地区連合自治会への加入促進を単位自治会へ周知（地区連合自治会加入の単位自治会数 429／497自治会 86.3%）

9 自治会活動の推進及び活性化

活発な自治会活動等を機関紙「連合会報」及び自治会連合会ホームページへ掲載し単位自治会へ周知するとともに、地域活動の活性化に努める。

自治会等表彰制度の実施への協賛として、記念品を贈呈

10 防災意識の高揚

機関紙「連合会報」等によって防災意識の啓発を行う。

11 自治会運営に関する諸問題相談事業

各地区連合自治会長からの相談を受ける。

令和5年度 収入・支出予算（案）

◆ 収入

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	増 減 (a) - (b)	附 記
会 費	330,000	330,000	0	年会費
補 助 金	1,107,000	1,062,000	45,000	市補助金
雑 収 入	10,138	62,457	△ 52,319	回覧板代、預金利息
繰 越 金	440,862	330,543	110,319	前年度繰越金
合 計	1,888,000	1,785,000	103,000	

◆ 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	増 減 (a) - (b)	附 記
会 議 費	18,000	18,000	0	
会議費	18,000	18,000	0	会議賄
事 業 費	1,855,000	1,752,000	103,000	
消耗品費	300,000	380,000	△ 80,000	住宅地図、表彰記念品他
印刷製本費	880,000	707,000	173,000	ハンドブック、会報誌、チラシ等
通信費	376,000	376,000	0	切手代、郵送料
手数料	4,000	4,000	0	振込手数料
借上料	70,000	60,000	10,000	会場等使用料、HP利用料
負担金	10,000	10,000	0	国際親善都市協会会費 社会福祉協議会会費
報償費	50,000	50,000	0	研修会講師謝礼
慶弔費	15,000	15,000	0	慶弔
研修費	150,000	150,000	0	視察研修バス代
予 備 費	10,000	10,000	0	
予備費	10,000	10,000	0	
繰 越 金	5,000	5,000	0	
繰越金	5,000	5,000	0	次年度繰越金
合 計	1,888,000	1,785,000	103,000	

※予算の範囲内において費用相互の流用ができるものとする。

感謝状受賞者

永年にわたり地区連合自治会長として、地域の連帯性を高め住みよい地域社会づくりの活動を通じて茨木市自治会連合会の発展に多大な貢献をされ、このたび退任された次の方に感謝状をお贈りいたします。

前	水尾校区自治会連絡協議会	会 長	中 西 政 雄 氏
前	天王地区自治会連絡協議会	会 長	畑 富 男 氏
前	郡校区まちづくり協議会	会 長	西 野 修 氏
前	畑田地区自治会連合会	会 長	鶴 田 哲 夫 氏
前	西河原小学校区連合自治会	会 長	平 野 博 氏

令和5年度 茨木市自治会連合会役員名簿

(顧 問)

山 口 正 弘

令和5年4月1日現在

役 職	氏 名	名 称	校区名
会 長	大 島 一 夫	三 島 地 区 連 合 自 治 会	三 島
副 会 長	長 田 佳 久	玉 島 地 区 連 合 自 治 会	玉 島
副 会 長	三 輪 紀 雄	西 地 区 自 治 会 連 合 会	西
会 計	辻 本 元 衛	安 威 地 区 自 治 会 連 絡 協 議 会	安 威
幹 事	大 島 勝 久	中 津 校 区 自 治 会 連 合 会	中 津
監 査	岡 村 美 範	春 日 丘 小 学 校 区 連 合 自 治 会	春 日 丘
監 査	東 浦 憲 次	清 溪 地 区 自 治 会 連 絡 協 議 会	清 溪

茨木市自治会連合会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、茨木市自治会連合会と称し、事務所を茨木市役所（茨木市駅前三丁目8番13号）に置く。

(目的)

第2条 本会は、茨木市域各自治会相互の親睦と住民福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会の健全なる育成協力
- (2) 関係機関との連絡
- (3) 研修会、講習会、懇談会等の開催
- (4) 自治会の進展に貢献のあったものに対する表彰
- (5) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会は、茨木市内の各地区連合自治会長をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名 会計 1名 監査 2名

- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、会長を除く役員が会員の資格を失ったときは、後任の役員について、会長がこれを指名する。
- 3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第2項ただし書に規定する後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、本会の運営に関する業務を執行する。
- 4 会計は、本会の会計事務を掌る。
- 5 監査は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、本会の議決機関であり、会長が毎年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 役員会は、会の運営の企画執行にあたるものとし、会長が必要に応じて招集する。

3 総会及び役員会は、それぞれ構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(部 会)

第9条 本会に部会をおくことができる。

(慶 弔)

第10条 本会の慶弔に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 会員の慶事については、その都度役員会で協議する。
- (2) 弔事については、会員のご不幸に対して、弔電、供花と香典1万円、会員の配偶者、2親等（同居）及び顧問のご不幸に対して、弔電、供花をお供えする。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、会員1人あたり10,000円とする。
- 3 決算報告は、毎年度末、監査を経て総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(改正の手續)

第13条 この会則は、総会において出席会員の過半数の同意を得なければ改正することができない。

(補 則)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、昭和50年3月13日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年6月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年2月18日から施行し、令和3年11月8日から適用する。

「感謝状贈呈に関する申し合わせ」

(申し合わせ事項)

対象者は会員とし、在任期間が概ね4年以上で退任される方とする。

(範 囲)

この申し合わせにある会員とは、各地区連合自治会長をいう。

附 則

この申し合わせは、平成8年4月30日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成16年5月14日から実施する。

「茨木市自治会連合会会則第10条(慶弔)申し合わせ」

(申し合わせ事項)

会員相互の慶弔費に対する内祝及び香典返しは、いっさい行わない。

(範 囲)

この申し合わせにある会員とは、各地区連合自治会長をいう。

附 則

この申し合わせは、昭和63年5月24日から実施する。

「茨木市自治会連合会役員改選に関する申し合わせ」

(申し合わせ事項)

会則第5条2項にあるように、役員は総会において会員の中から選任するものであるが、役員の選出方法について、次のように行うものとする。

各地区を6ブロックに分け(別表のとおり)、ブロック会議を開催し、各ブロック均等になるよう、会員を1名選出し、原則、西ブロックよりもう1名会員を選出する。ただし、会員を2名選出については、役員会において協議の上、6地区以上のブロックより選出することも可能とする。

選出した会員による協議の上、会長1名、副会長2名、幹事1名、会計1名、監査2名の役員を決め、次年度の総会において承認を得るものとする。

(範 囲)

この申し合わせにある会員とは、各地区連合自治会長をいう。

(別 表)

山間部	3	清溪	見山	石河				
東ブロック	5	白川	東	三島	庄栄	西河原		
西ブロック	7	西	沢池	穂積	郡山	郡	春日丘	豊川
南ブロック	6	葦原	天王	水尾	東奈良	玉島	玉櫛	
北ブロック	6	彩都西	山手台	安威	福井	太田	耳原	
中ブロック	6	茨木	春日	中条	畑田	大池	中津	

附 則

この申し合わせは、令和3年5月27日から実施する。

茨木市自治会連合会

〈事務局〉

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 市民文化部 地域コミュニティ課内

TEL 072(620)1604(直通) FAX 072(620)1715
